

2015 年 10 月 26 日

各単組委員長、担当者 様

日本食品関連産業労働組合総連合会

事務局長 山本 健二

政策局長 栗田 博

日頃のご活動に敬意を表します。

さて、連合は 2010 年に「ワーカーズキャピタル責任投資ガイドライン」を策定し、労働組合がワーカーズキャピタルの所有者としての責任と権利を再認識し、構成組織とともに責任投資の普及と実践に向けた運動を展開してきました。

その後、金融庁による 2014 年 2 月の「日本版スチュワードシップ・コード」の策定、2015 年 3 月には 6 月から東京証券取引所に上場する全ての企業に「コーポレートガバナンス・コード」が適用されるなど、この間の情勢変化に対応するために連合は「ガイドライン」を改訂しました。フード連合としても昨年 9 月に政策情報 No. 1 でワーカーズキャピタル責任投資を促進する観点から「日本版スチュワードシップ・コード」に対する連合の考え方をお知らせしています。2015 年度政策情報 No. 2 では連合「ワーカーズキャピタル責任投資ガイドライン(改訂版)」と 6 月から東証に上場するすべての会社に適用される「コーポレートガバナンス・コード」についてお知らせします。

フード連合／政策情報 No.2

1. 連合「ワーカーズキャピタル責任投資ガイドライン(改訂版)」

1. ワーカーズキャピタルおよび責任投資の定義

- (1) ワーカーズキャピタルとは、年金基金など、労働者が拠出した、ないしは労働者のために拠出された資金のことである。
- (2) 責任投資とは、ワーカーズキャピタルの投資判断に際し、財務的要素に加えて、非財務的要素である E S G※(環境、社会、コーポレートガバナンス)を考慮すること、およびその観点から資産所有者としての権利を行使することである。 ※E S G : Environmental, Social, Corporate Governance

2. ワーカーズキャピタル責任投資の意義・目的

- (1) ワーカーズキャピタルの運用が直接・間接に企業や社会に実質的な影響を与え得ることを考えれば、労働者(労働組合)はワーカーズキャピタルの所有者として社会や環境に悪影響をおよぼす企業行動に加担する投資を排除し、公正な市場を確立する社会的責任を認識する必要がある。
- (2) 責任投資の推進により社会的責任に配慮した企業行動や金融取引、および企業価値の向上を促すことで、最終受益者である労働者は結果として中長期的に安定した収益を確保することが可能となり、ひいては公正かつ持続可能な社会形成に貢献することができる。

3. ワーカーズキャピタル責任投資の基本理念

ワーカーズキャピタルの運用にあたっての基本理念は以下のとおりとする。

- (1) 投資判断において非財務的要素であるE S Gを考慮する。
- (2) 労働者（労働組合）の権利保護を考慮する。
- (3) 過度に短期的な利益追求を助長させる行動を排除し、中長期的かつ安定した収益の確保に努める。
- (4) 運用方針、または責任投資の手法を明示し、透明性の高い運用に努める。
- (5) 投資先企業に反倫理的、または反社会的な行動などが見られた場合、経営陣との対話や株主議決権行使など間接的・直接的に資産所有者としての適正な行動をとる。
- (6) 運用受託機関に対して責任投資を求め、責任投資を資産運用における主流に（メインストリーム化）していく。

4. ワーカーズキャピタル責任投資のための行動指針

労働者は、以下の指針に沿って行動する。

- (1) ワーカーズキャピタルの所有者として有する責任と権利を認識し、ワーカーズキャピタルの運用方針（「責任投資に関する基本方針」など）を決定する。
- (2) ワーカーズキャピタルの一方の拠出者である企業等との対話を行い、責任投資の手法を具体化する。
- (3) ワーカーズキャピタルの運用方針、または責任投資の手法について明示し、運用受託機関の選定への関与、運用結果の監視を行う。
- (4) ワーカーズキャピタルが過度に短期的な利益追求を助長することにならないよう、適宜、運用の監視を行う。
- (5) ワーカーズキャピタルの最も代表的な年金基金の運用に際しては、年金給付の財源を不当に毀損させないため、中長期的かつ安定した収益の確保を基本とした運用に徹することを求める。
- (6) 投資先企業の実質的な株主、あるいは資産所有者として、投資先企業に反倫理的、または反社会的な行動などが見られた場合、投資先企業の経営陣との対話や株主議決権行使など間接的・直接的に資産所有者としての適正な行動をとる。
- (7) ワーカーズキャピタルの運用方針（「責任投資に関する基本方針」など）、責任投資の手法、またはガイドラインの公表などを通して、労働者（労働組合）間の連帯をはかる。

2. 東証に上場するすべての会社に「コーポレートガバナンス・コード」が摘要!

ガバナンス・コードってなに?

企業が守るべき原則を定めた行動指針です!

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、株主の権利や取締役会の責務など5つの基本原則で構成された行動指針。従業員をはじめとするステークホルダー(利害関係者)との適切な関係の構築についても記されています。2015年6月1日から、東証に上場するすべての会社に「コーポレートガバナンス・コード」の適用が開始されました。

労働組合が取り組むこと

労働組合としてのチェック・提言機能を果たそう!

会社が東証に上場していない場合も、同様に取り組むことが大切だよ!



check!

会社に説明を求める

労使協議や労使委員会などの場で、会社がコーポレートガバナンス・コードに関してどのような対応をしているか、説明を求めましょう。



check!

コーポレートガバナンス報告書を確認する

会社の「コーポレートガバナンス報告書」について、情報が適切に開示されているか、内容を確認しましょう。



コーポレートガバナンス・コード(抜粋)

企業が守るべき原則

基本原則1 株主の権利・平等性の確保

➡ 株主の権利が確保され、適切に権利行使できる環境整備を行うべき

基本原則2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

➡ 従業員をはじめとするさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努めるべき

基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保

➡ 財務情報や非財務情報の開示・提供について主体的に取り組むべき

基本原則4 取締役会等の責務

➡ 株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、取締役会等の役割・責務を果たすべき

基本原則5 株主との対話

➡ 株主総会以外の場でも、株主と建設的な対話を行うべき

社外取締役の複数選任など

以上